

東通原子力発電所1・2号機新設に係る

環境影響評価方法書についての意見
の概要等について

平成12年10月

東京電力株式会社

目 次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧期間	1
(4) 縦覧場所及び縦覧者数	1

2. 環境影響評価方法書への意見の把握

(1) 意見書の提出期間	2
(2) 意見書の提出方法	2
(3) 意見書の提出状況	2

第2章 環境の保全の見地から提出された意見の概要及び当社の見解

1. 水環境	7
--------------	---

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

(1) 公告の日

平成12年8月22日（火）

(2) 公告の方法

① 平成12年8月22日（火）付の次の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。（資料1参照）

- ・東奥日報（朝刊）
- ・デーリー東北（朝刊）
- ・陸奥新報（朝刊）
- ・朝日新聞（青森版，朝刊）
- ・毎日新聞（青森版，朝刊）
- ・読売新聞（青森版，朝刊）
- ・産経新聞（青森版，朝刊）
- ・河北新報（青森版，朝刊）
- ・日本経済新聞（東北経済版，朝刊）

② 上記の公告に加え，次の「お知らせ」を実施した。

- ・東通村，むつ市，六ヶ所村及び横浜町の各市町村広報誌に，お知らせとして「東京電力（株）東通原子力発電所一・二号機新設に係る環境影響評価方法書の縦覧について」を掲載した。（資料2参照）
- ・平成12年8月21日（月）～当社ホームページに，プレスリリースとして「東通原子力発電所1・2号機新設に係る環境影響評価方法書の提出について」を掲載した。（資料3参照）

(3) 縦覧期間

平成12年8月22日（火）～平成12年9月21日（木）

(4) 縦覧場所及び縦覧者数

① 縦覧場所：6箇所

- a. 関係市町村の庁舎 4箇所
 - ・東通村役場
 - ・むつ市役所
 - ・六ヶ所村役場
 - ・横浜町役場
- b. 事業者の事務所等 1箇所
 - ・東通事務所
- c. 事業者が利用できる適切な施設 1箇所
 - ・青森県庁行政資料センター

② 縦覧者名簿記名者数：38名

2. 環境影響評価方法書への意見の把握

(1) 意見書の提出期間

平成12年8月22日（火）～ 平成12年10月5日（木）までの間
(縦覧期間及びその後2週間)

(2) 意見書の提出方法

当社本店「立地環境本部青森計画グループ」宛へ書面で提出

(3) 意見書の提出状況

提出された意見書は、2通

日刊新聞紙に掲載した公告

■ 8月22日(火) 掲載

東奥日報, デーリー東北, 陸奥新報,

朝日(青森版), 毎日(青森版), 読売(青森版), 産経(青森版), 河北新報(青森版)

日本経済(東北経済版)

東通原子力発電所一・二号機
新設に係る
環境影響評価方法書の公告

環境影響評価法に基づき、東通原子力発電所一・二号機の「環境影響評価方法書」を作成しましたので、次のとおり公告いたします。

平成十二年八月二十日

東京電力株式会社 取締役社長 南 直親

【事業書の氏名及び住所】

名称 東京電力株式会社
代表者 取締役社長 南 直親
住所 東京都千代田区内幸町一・一・三

【対象事業の名称、種類及び規模】

名称 東通原子力発電所一・二号機新設
種類 原子力
規模 一・二八五五キロワット一基

【対象事業が実施されるべき区域】

青森県下北郡東通村大字小田野沢及び地先

【対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲】
青森県下北郡東通村並びにむつ市、上北郡六ヶ所村及び横浜町

【設置】

設置場所

・東通村役場(東通村大字砂土支分内五・三四
・むつ市役所(むつ市安中一・一・二)

・六ヶ所村役場(六ヶ所村大字尾崎野路四七五
・横浜町役場(横浜町字寺三三)

・青森県庁行政資料センター(青森市北橋一・一・二)
・東京電力株式会社 東通事務所(東通村大字小田野
沢字南通二・三〇三)

【設置期間】平成十二年八月十二(公)から平成十二
年九月十二(公)まで(自治体庁舎は
土曜、日曜及び祝日は除く)

【観覧時間】午前九時から午後四時二十分まで(ただし、
当社東通事務所は午後五時まで)

【意見書の提出】
環境影響評価方法書について、環境の保
全の見地から意見書を提出により次のと
り提出することができぬ。

意見書の提出
①意見書の提出期限
平成十二年十月五日(木)

②意見書の提出先
〒〇〇〇〇〇二 東京都千代田区内幸町一・
一・三
東京電力株式会社 立地環境本部特許計画
グループ

③意見書の記載事項
イ、氏名及び住所(法人その他の団体にあって
は、その名称、代表者の氏名及び主たる事
務所の所在地)

ロ、提出の対象である方法書の名称
ハ、方法書についての環境の保全の見地からの
意見(日本国により、意見の理由を含めて
記載するものとする)

【お問い合わせ先】
東京電力株式会社 立地環境本部特許計画グループ
〒〇〇〇〇〇二 東京都千代田区内幸町一・
一・三

市町村広報誌に掲載したお知らせ

■ 広報ひがしどおり 平成12年 283号

東京電力株式会社東通原子力発電所一・二号機新設に係る環境影響評価方法書の縦覧について

当社は東通原子力発電所一・二号機の新設について、環境への影響を評価するための調査・予測・評価方法を記載した「環境影響評価方法書」を作成し、次のとおり縦覧に供していますのでお知らせします。

1. 縦覧期間・時間

☆平成12年8月22日（火）から9月21日（木）まで

〔自治体庁舎は土曜、日曜及び祝日は除く〕

☆午前9時から午後4時30分まで

※当社東通事務所は、土、日、祝日も午前9時から午後5時まで縦覧が可能です。

2. 縦覧場所

(1) 自治体庁舎（5ヶ所）

・東通村役場（東通村大字砂子又字沢内5-34）

・むつ市役所（むつ市金谷1-1-1）

・六ヶ所村役場（六ヶ所村大字尾駸字野附475）

・横浜町役場（横浜町字寺下35）

・県庁行政資料センター（青森市長島1-1-1）

(2) 当社事業所（1ヶ所）

・東通事務所（東通村大字小田野沢字南通2-303）

3. 意見書の提出

「環境影響評価方法書」についての環境保全の見地からのご意見は、縦覧場所に備え付けの用紙・封筒で10月5日（木）までにご提出ください。

4. 問い合わせ先

〒100-0011 東京都千代田区内幸町1-1-3

東京電力㈱立地環境本部青森計画グループ ☎03-350-8111

■ むつ市政だより 平成12年 第497号

東京電力㈱東通原子力発電所一・二号機
新設に係る「環境影響評価方法書」の縦覧について

東京電力株式会社では、東通原子力発電所一・二号機の新設につきまして、環境への影響を評価するための調査・予測・評価方法を記載した「環境影響評価方法書」を作成し、次のとおり縦覧に供しておりますのでお知らせします。

〈縦覧期間・時間〉

・8月22日～9月21日（木）

〔むつ市役所は土、日曜及び祝日は除く〕

・午前9時～午後4時30分

※東京電力株式会社東通事務所は、土、

日、祝日も午前9時から午後5時まで

縦覧しております。

〈縦覧場所〉

・むつ市役所広報広聴課

・東京電力株式会社東通事務所

〔東通村大字小田野沢字南通2-303〕

〈意見書の提出〉

『環境影響評価方法書』につ

いての環境の保全の見地からのご

意見は、備え付けの封筒で10月5

日（木）までに提出下さい。

〈詳しくは〉

〒100-0011

東京都千代田区内幸町1-1-3

東京電力株式会社立地環境本部

青森計画グループ

☎03-3501-8111

東京電力(株)東通原子力発電所
一・二号機新設に係る環境影響評価方法書の縦覧について

東京電力では、東通原子力発電所一・二号機の新設につきまして、環境への影響を評価するための調査・予測・評価方法を記載した「環境影響評価方法書」を作成し、次のとおり縦覧に供しておりますので、お知らせいたします。

一 縦覧期間・時間
・平成十二年八月二十二日(火)から平成十二年九月二十一日(木)まで
(自治体庁舎は土曜、日曜及び祝日は除く)
・午前九時から午後四時三十分まで
※当社東通事務所は、土・日・祝日も午前九時から午後五時まで縦覧しております。

二 縦覧場所
(一)自治体庁舎(五ヶ所)
・東通村役場
・むつ市役所
・六ヶ所村役場
・横浜町役場

三 意見書の提出
「環境影響評価方法書」についての環境の保全の見地からのご意見は、備え付けの封筒で平成十二年十月五日(木)までにご提出ください。
お問合せ先
〒100-0001 東京都千代田区内幸町一-1-3
東京電力株式会社立地環境本部 青森計画グループ
☎03-3501-1111

・青森県庁行政資料センター
(一)東京電力事業所(一ヶ所)
・東通事務所
意見書の提出

東通原子力発電所
一・二号機新設に係る環境影響評価方法書の縦覧について

東京電力(株)東通原子力発電所一・二号機の新設につきまして、環境への影響を評価するための調査・予測・評価方法を記載した「環境影響評価方法書」を作成し、次のとおり縦覧いたしますので、お知らせします。

○縦覧期間・時間
◎期間 平成12年8月22日(火)から平成12年9月21日(木)まで
(ただし、土曜、日曜及び祝日は除く)

◎時間 午前9時から午後4時30分まで
※東京電力(株)東通事務所は、土・日・祝日も午前9時から午後5時まで縦覧しております。

○縦覧場所
◎自治体庁舎(5ヶ所)
・東通村役場(東通村大字砂子又字沢内5-34)
・むつ市役所(むつ市金谷1-1-1)
・横浜町役場(横浜町字寺下35)
・青森県庁行政資料センター(青森市長島1-1-1)

◎当社事業所(1ヶ所)
・東通事務所(東通村大字小田野沢字南通2-303)

○意見書の提出
「環境影響評価方法書」についての環境の保全の見地からの意見は、縦覧場所に備え付けの用紙・封筒で平成12年10月5日(木)までにご提出して下さい。
◎問い合わせ先
〒100-0001 東京都千代田区内幸町1-1-3
東京電力株式会社立地環境本部 青森計画グループ
☎03-3501-8111

当社ホームページに掲載したプレスリリース

プレスリリース

1/1 ページ

東京電力>会社案内>プレスリリース

プレスリリース

東通原子力発電所1・2号機新設に係る環境影響評価
方法書の提出について平成12年8月21日
東京電力株式会社

当社は、本日、東通原子力発電所1・2号機新設に係る環境への影響を評価するための調査・予測・評価方法を取りまとめた環境影響評価方法書を通商産業大臣に届け出るとともに青森県、東通村、むつ市、六ヶ所村および横浜町に提出いたしました。

また、8月22日から9月21日までの間、東通村役場、むつ市役所、六ヶ所村役場、横浜町役場、青森県庁行政資料センターならびに当社東通事務所において、環境影響評価方法書の縦覧を実施いたします。

地元の皆さまのご理解を賜るようお願い申し上げます。

<計画の概要>

名 称：東通原子力発電所1・2号機（計画中）
所 在 地：青森県下北郡東通村大字小田野沢
出 力：138万5千キロワット×2基
原子炉型式：軽水減速、軽水冷却、沸騰水型（改良型BWR）
工 期：（着工）平成17年度
（運転開始）1号機 平成22年度
2号機 平成22年度以降

以 上



All Rights Reserved, Copyright (C) 2000, TEPCO

<http://www.tepco.co.jp/corp-com/press/2000082101-j.html>

第2章 環境の保全の見地から提出された意見の概要及び当社の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づき、環境影響評価方法書について環境の保全の見地から提出された意見は、1件であった。

「環境影響評価法」第9条及び「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づく、環境影響評価方法書についての意見の概要及び当社の見解は、以下のとおりである。

1. 水環境

意見の概要	当社の見解
今回の出力変更に伴い温排水の拡散範囲の拡大を余儀なくされ、それにともなう環境影響評価方法書について、予測される拡散範囲（泊漁協漁業権内）の海域部の調査を実施して頂きたい。	海域における水温、流向及び流速、海域に生息する動植物の調査範囲につきましては、今回計画しました当社1・2号機に加え、先行して運転を開始する予定の東北電力(株)東通1号機を考慮した合計3基分の温排水拡散推定範囲を包含する範囲としております。 泊漁協漁業権内の海域には、温排水による影響が及ぶおそれはないものと考えられることから、環境影響評価に係る調査を実施する必要はないものと考えております。